市川市立第五中学校「学校いじめ防止基本方針」

1　いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第２条の規定による）

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2　いじめ防止の施策

（1）いじめ防止の基本方針

①　いじめの未然防止

（基本的な考え方）

・いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

（措置）

・学校いじめ防止基本方針を生徒、保護者に周知する。

・どのような行為がいじめか、被害生徒にどのような影響を与えるか、いじめについて正しく理解させる。

・教職員は、人権尊重についての研修に努め、差別的発言や生徒を傷つける発言等、不適切な発言及び、体罰は、厳に慎む。

・生徒指導の実践上の視点を踏まえた「わかる授業」によって、生徒一人一人に自己有用感を高め、コミュニケーション能力を育成する。

・生徒の自発的な活動を支援し、学校目標である『学ぶ楽しさを知り、生きる喜びが分かる心身ともにたくましい生徒の育成を目指す』を意識し、生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

・生徒がいじめについての情報を教職員、家族、相談機関等に伝えることは、正しいことと理解させる。

②　いじめの早期発見

（基本的な考え方）

・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。

・組織的な把握に努め、情報交換を密にし、情報の共有化に努める。

（措置）

・定期的なアンケート調査を毎学期、年間３回、また教育相談を同時期に並行して実施することで、いじめの実態把握に取り組む。

・生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

３　いじめが発生した際の対応

（基本的な考え方）

・いじめの発見・相談を受けた場合には、被害生徒を守り通すとともに、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止の組織」等で対応する。

（措置）

・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を組織で行う。

・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

・発見・相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止の組織」等で直ちに情報を共有する。
・事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談・連携して対応する。
・被害生徒・保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を和らげるとともに、被害生徒の安全を確保する。
・加害生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、再発防止に向けた指導を行う。
・加害生徒の保護者へは、いじめの事実関係を説明し、再発防止に向け協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

4　重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒の自殺の企図等）や、相当の期間（年間３０日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

①重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。
　発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→教育委員会
②教育委員会と協議の上、当該事案に対応する。
③事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
④調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

5　公表、点検、評価等について

（基本的な考え方）
・いじめ問題を隠蔽しない。
・学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。
（措置）
・学校だより、ホームページ、生徒手帳等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
・毎年度、いじめに関しての統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
・いじめの防止等のための取組を、保護者、生徒、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

6　年間計画

<table>
<tr><th></th><th>1学期</th><th>2学期</th><th>3学期</th></tr>
<tr><td rowspan="2">公開･周知</td><td colspan="3">･ホームページ　･生徒手帳　･学校だより</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>･新入生保護者説明会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指　導</td><td colspan="3">･道徳　･特別活動　･随時</td></tr>
<tr><td>･生徒心得
･学年集会
･学級開き
･学年集会
･体育祭
･SNS講演会</td><td>･学年集会
･校外学習
･合唱祭</td><td>･学年集会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相　談</td><td colspan="3">･随時(電話等)　･相談ポスト</td></tr>
<tr><td>･アンケート
･教育相談</td><td>･アンケート
･教育相談</td><td>･アンケート
･教育相談</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研　修</td><td colspan="3">･生徒指導部会（いじめ防止の組織）</td></tr>
<tr><td>･職員会議
･実態調査
(学級編制)</td><td>･職員会議
･実態調査</td><td>･職員会議
･実態調査
(学級編制)</td></tr>
<tr><td>評　価</td><td colspan="3">･生徒指導部会（いじめ防止の組織）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">･部活動　･ボランティア</td></tr>
</table>